

新潟市農業委員会

〒950-0195 管 理 係 TEL:025-382-4964
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966
江南区役所3階 農 地 係 TEL:025-382-4974

各区事務所

北 区 事 務 所 北区東栄町1-1-14 TEL:025-387-1575
中 央 事 務 所 江南区泉町3-4-5 TEL:025-382-4964
秋 葉 区 事 務 所 秋 葉 区 程 島 2009 TEL:0250-25-5525
南 区 事 務 所 南 区 白 根 1235 TEL:025-372-6791
西 区 事 務 所 西区寺尾東3-14-41 TEL:025-264-7811
西 蒲 区 事 務 所 西 蒲 区 巻 甲 2690-1 TEL:0256-72-8631

新潟市 農業委員会だより



新潟の美味しい和梨とル レクチエを
皆さんに届けたい！

地域で頑張る農業人

【南区大郷地区のFarm EDOYA (ファーム江戸屋)】
令和7年4月に独立就農したばかりの長谷川瞬さん。
和梨とルレクチエを栽培しています。
詳しい紹介は最終ページをご覧ください。

目 次

- ◆農地パトロール実施報告 ◆農地の適正な管理を…………… 2
- ◆農地法に基づく手続きの紹介 ◆利用権の更新を忘れずに…………… 3
- ◆農地の売買手続き特集…………… 4、5
- ◆稲わらの有効活用、泥の始末のお願い ◆表彰の報告 …………… 6
- ◆償却資産の申告のお願い ◆農業者年金、全国農業新聞について
- ◆農地貸借・売買の今後の日程 (11～2月)…………… 7
- ◆地域で頑張る農業人紹介…………… 8

農地パトロールを実施

しました

6月から各管内の農地パトロールを実施しました。「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」、「農地の違反転用の発生防止・早期発見」のため、農業委員・農地利用最適化推進委員および、農業委員会事務局で各地の利用状況を調査しました。



パトロール後には、調査結果を基に検討会を開催。地元委員から該当農地の情報を聞きながら、現状と課題を整理し、今後の指導方法や解決策を協議しました。

遊休化のおそれがある農地については、8月以降に適正管理を促す文書指導等を行い、指導対象となった農地の確認を10月末まで継続しながら、遊休農地の発生防止に努めます。

農地の適正な管理を

遊休化した農地は、病害虫・鳥獣害の発生源になるだけでなく、産業廃棄物の不法投棄の原因にもなります。産業廃棄物は、悪臭や汚水を発生させて周辺農地や地域に悪影響を及ぼすだけでなく、火災を引き起こす場合もあるため、農地の適正な管理をお願いします。

自分では耕作できない農地を使ってくれる人が見つからずにお困りの方は、地元の農業委員・推進委員、農業委員会各區事務所にご相談ください。



～農地法に基づく手続きの紹介～

農地法とは？

国内の農業生産を維持・拡大すること、国民に食料を安定供給することを目的に、農業の基盤である農地の権利の移動や、転用[※]の制限について定めた法律です。[※] 転用：農地以外の用に供すること

今回は、農地法の主な3つの手続きについてご紹介します。

農地法第3条

農地のまま売買または貸借するときの手続きです。

【例】農家Aさんの農地を農家Bさんが買って（もしくは借りて）耕作する場合



農地法第4条

自分名義の農地を自ら転用するときの手続きです。

【例】農家Aさんが自分の農地を駐車場にする場合



農地法第5条

他人名義の農地の権利を取得して転用するときの手続きです。

【例】農家Aさんの農地を業者Cが買い取ってアパートを建てる場合



いずれの手続きも一定の基準を満たしたうえで、農業委員会に「許可申請書」等を提出いただきます。ただし、第4条、第5条について、市街化区域内の農地を転用する場合は、「届出書」等の提出になります。また、所有権を取得した場合は、許可を受けたあとにご自身で登記等をする必要があります。詳細は、各区事務所までお問い合わせください。

利用権の更新を忘れずに！

農業経営基盤強化促進法（以下、「強化法」）による利用権設定をした農地のうち、令和8年3月末で契約が終了する農地の貸し借りを続ける際には、再度利用権を設定する手続きが必要です。

手続きをせずに、契約期間が過ぎると耕作する権利は所有者に戻ります。

該当の方には、10月頃に各区事務所から案内をお送りしますので、ご確認ください。

なお、強化法に基づく手続きが廃止されたため、令和7年4月から農地の貸借に関する手続きは、

①農地法第3条許可による貸借 **②農地中間管理事業を活用した貸借**のいずれかになりました。

詳細については、各区事務所へお問い合わせください。

※農地中間管理事業を活用した貸借の契約満了については、別途9月中旬頃に通知をしていますので、ご確認ください。

特集！

農地を売買するには、どのような方法があるの？

手続きの種類	農地法第3条による売買	農地中間管理事業による売買	あっせん事業による売買
農地の要件	全ての農地	農業振興地域の農用地区域内の農地	農業振興地域の農用地区域内の農地
買い手の要件	・農業に常時従事すること（原則年間 150 日以上） ・農地のすべてを効率的に利用すること（営農のための機械や労働力が確保されていること、違反転用等がないこと） ・周辺農地に支障がないこと	農地法第3条による売買の要件に加え、 ・地域計画に位置付けられている認定農業者 ・売買後の経営面積が基準面積以上であること ・売買農地を含めて半径 500m 以内に「概ね 1ha」の団地を形成している農地を耕作している	農地法第3条による売買の要件に加え、 ・売買後の経営面積が基準面積以上であること ※事前に買い手が決まっている場合は対象外
手続きの手順	①農業委員会へ許可申請 ②許可後、売り手・買い手で農地対価の支払い ③売り手・買い手で登記申請	①農業委員会へ申出 ②要件確認後、関係書類を県農林公社へ提出 ③県認可後、買い手→公社 農地対価支払 ④売り手→公社 農地買入、登記 ⑤公社→買い手 農地売渡、登記 ⑥公社→売り手 農地対価支払	①農業委員会へ申出 ②農業委員会で相手方の選定、調整 ③あっせん成立後、農地法第3条の許可申請 ④許可後、売り手・買い手で農地対価の支払い ⑤売り手・買い手で登記申請
手続き期間	およそ 1 カ月（申請から許可まで）	およそ 6 カ月（申出から代金支払い・登記完了まで）	相手方選定期間+3 条許可申請 1 カ月 ※相手方が見つからない場合もあります
手数料	事務手数料は不要 （ただし、行政書士に申請業務を依頼する場合は別途費用がかかります）	県農林公社に対して 【売り手】 買入価格の 2% + 消費税 【買い手】 売渡価格が 800 万円までは 0.8% 売渡価格が 800 万円超は超分から 0.5%	事務手数料は不要 （ただし、行政書士に申請業務を依頼する場合は別途費用がかかります）
登記申請	売り手及び買い手 （※司法書士に依頼する場合は別途費用がかかります）	県農林公社	売り手及び買い手 （※司法書士に依頼する場合は別途費用がかかります）
税制上の優遇措置	なし	【売り手】 譲渡所得税 800 万円の特別控除 【買い手】 登録免許税 税率 2% → 1% に軽減 不動産取得税 固定資産税課税標準額の 1/3 相当額控除 ※優遇措置を受けるための証明発行手数料が別途かかります	【売り手】 譲渡所得税 800 万円の特別控除 ※優遇措置を受けるための証明発行手数料が別途かかります

※詳細は各区事務所へお問い合わせください

農家の皆さんへお願い

稲わら・もみ殻は焼却せずに有効活用しましょう

例年、野焼きの煙による火災の誤認や住民の健康・生活被害など、多くの苦情が寄せられています。



稲わら等農作物残渣の焼却は、地球温暖化の要因となり、環境にも良くありません。

稲わら・もみ殻は貴重な有機資源です。環境と人にやさしい農業のためにも焼却はやめ、水田へのすき込みや堆肥化などによる土づくり
に有効活用しましょう。

※ 野菜くず、タイヤやビニール、プラスチック類も焼却してはいけません。

~*

農業機械についての泥は、ほ場内で落としましょう

農作業後にコンバインやトラクターで道路を走るときは、田んぼや畑内で泥・土を落とし、細心の注意を払って運転しましょう。

道路に落ちた泥や土のかたまりは、道路を汚すだけではなく、交通事故の原因になり、大変危険です。

やむを得ず道路を汚してしまった場合は、すみやかに泥の除去、清掃をお願いします。

環境美化と交通安全のため、皆様のご理解
とご協力をお願いします。



「農業委員会だより」および「全国農業新聞の普及」について表彰されました！

新潟市農業委員会だよりが、第31回「農業委員会だより」全国コンクールにて、「全国農業新聞特別賞」に入賞しました。年間の発行回数やインターネットの活用、地域農業者や地域住民とのつながり、委員会の情報誌にふさわしい内容、読みやすくする工夫などが評価されました。

また、新潟市農業委員会が全国農業新聞の令和6年「普及拡張特別優秀農業委員会」(普及部数の部1位)になりました。

今後も、皆様に正確な情報を適時かつ的確に伝えていけるよう、情報提供活動に努めてまいります。





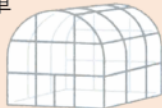
農業用の資産は償却資産申告が必要です

ビニールハウスや農機具(自動車税・軽自動車税の対象を除く)などを事業のために所有している方は、確定申告と別に償却資産(固定資産税)の申告が必要です。

該当の資産がある場合は、令和8年1月1日現在の所有状況を**令和8年2月2日(月)まで**に申告先に申告してください。

○申告対象の主な例

- ・ビニールハウス
- ・乾燥機
- ・もみすり機
- ・自動選別計量器
- ・保冷库
- ・パソコン など



○申告対象外の主な例

- ・最高速度が35km/h未満の農耕作業用自動車(田植機、コンバイン、トラクタ)
- ・自己所有のトラクタのアタッチメント
- ・農舎
- ・トラック など



【お問い合わせ・申告先】

新潟市 資産税課 償却資産係

電話 025-226-2277 (直通)

E-Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

償却資産申告について、詳しくは新潟市ホームページをごらんください

「新潟市ホームページ」
https://www.city.niigata.lg.jp/

償却資産の申告についてはこちらから →



老後の安心は

国民年金+農業者年金で！

【加入資格】

- ・60歳未満※
- ・国民年金第1号被保険者
- ・農業に年間60日以上従事している方

※令和4年5月から60歳～65歳の方は、一定の要件を満たせば加入できます。

詳細はお近くのJA・農業委員会事務局各区事務所または下記HPへ

http://www.nounen.go.jp



全国農業新聞

全国農業新聞を購読しませんか？

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1カ月700円
- ★どこでも読める電子版も配信中
- ★購読の申込み先



お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局各区事務所まで

農地の貸借・売買等は農業委員会で(11～2月各種日程)

◆農地法に基づく申請・届出

月	申請 締切日	届出 締切日	月	申請 締切日	届出 締切日	月	申請 締切日	届出 締切日	月	申請 締切日	届出 締切日
11月	5日	5日 14日 25日	12月	3日	4日 15日 23日	1月	7日	7日 16日 26日	2月	3日	4日 13日 24日

◆農地中間管理事業による貸借の申出

総会	申出 締切日	県の 公告日	総会	申出 締切日	県の 公告日	総会	申出 締切日	県の 公告日	総会	申出 締切日	県の 公告日
11月	10月24日	1月30日	12月	11月25日	2月27日	1月	12月25日	3月31日	2月	1月23日	4月28日(予定)

※田の貸借受付については、年8回(8、9、10、11、12、1、2、3月)となります。

＊地域で頑張る農業人を紹介＊

Farm EDOYA

長谷川 瞬さん (40)

【現在の経営状況】

●和梨

50 a

【品種…秀玉・あきづき・新高・新興】

●西洋梨

30 a

【品種…ルレクチエ】

【構成】

主に従事しているのは本人
今後、スタッフ雇用も検討

【きっかけ】

大学卒業後、会社員、農業団体職員を経て就農しました。農業団体が籍時に農道や用排水路の整備のお手伝いをするのにやりがいを感じていましたが、農家さんと接しているうちに、私も生産者になりたいと思うようになりました。

就農の際には、畑探しや機械の準備など大きなハードルがありましたが、周囲のサポートもあって乗り越えることができました。

就農するうえで梨を選んだ理由は、もともと新潟のルレクチエや和梨が好きで、県外の方に広く知ってもらいたいという思いがあったからです。



【日々のこと】

秋葉区から通いで農業をしています。このような状況でも地域の皆さんが受け入れてくださったので、この地で営農して良かったなと思っています。

また、若手農家さんから声をかけていただくこともあり、相談もできてとても心強く感じています。

就農間もないということもあって、まだ作業スピードが遅く、作業に遅れが生じて大変なこともあります。日を追うごとに実が大きくなっていくのを見ると嬉しくなります。

友人や知人が「梨買わせてね!」と言ってくれるので、期待に応えられるように、いや、期待以上の梨をつくっていききたいと思っています。

【今後の目標】

「農業をしたい」という若者が増えるような仕事をしたいと思っています。また、そのような方が訪ねてきたら雇用できるようにしたいです。

そのためには、栽培についての技術や知識を身につけてスキルアップをしていきたいです。

「新高は米だけではなく、果樹もあるぞ!」ということも多くの方々に知っていただき、自分の子供たちに夢に向かって頑張る親父の背中を見せていきたいです。

【メッセージ】

気候変動が著しく、連日の猛暑や雨不足などで梨の出来が不安ですが、畑を貸してくださった農家さんをはじめ、地域の周辺農家さん、気にかけてくれる秋葉区の農家さん、家族・友人への感謝を忘れずに、消費者の皆さんに美味しい梨を届けられるよう、愚直に、前向きに、日々精進していきます!

